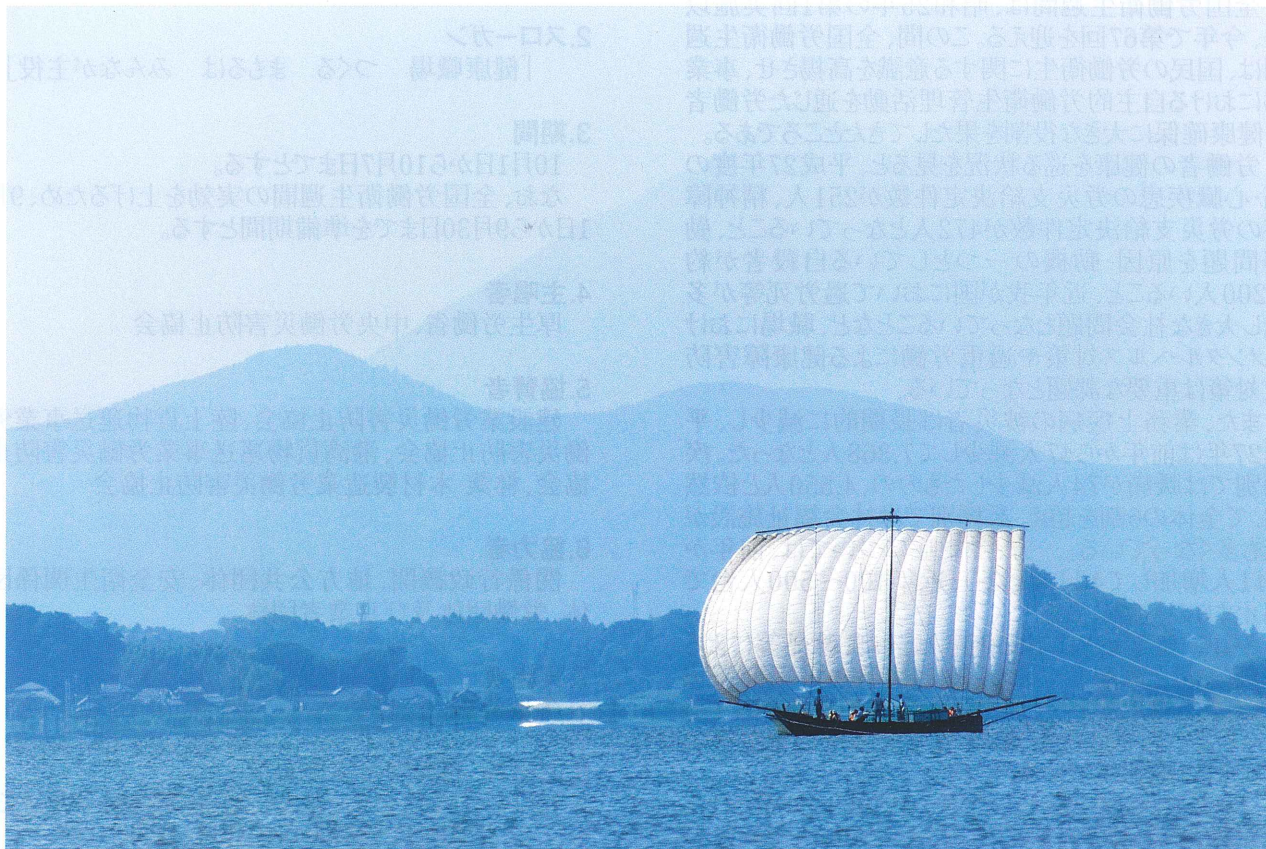


いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
 ☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
 発行人 橋本篤弘
 制作 茨城弘報(株)
 定価 一部 120円
(会員の購読料は会費の中に含む)

SEPTEMBER 2016
 VOL.578

9



霞ヶ浦 帆引き船

●2016 9月号 CONTENTS●

平成28年度全国労働衛生週間実施要綱……………2
 労働保険料の納付は、口座振替が便利です……………5
 第75回全国産業安全衛生大会「見どころ・聴きどころ」……………5
 9月は「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」です……………6
 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です……………7
 パート労働ポータルサイトをご活用ください……………8
 「働き方・休み方改善コンサルタント」がアドバイス……………9
 年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう……………10

職場におけるパワーハラスメント対策……………11
 事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン……………12
 中小企業退職金共済制度のご利用について……………14
 第3回化学物質管理者養成研修会……………14
 巡回健診等のお申込みは各地区労働基準協会へ……………15
 県内の労働災害発生状況速報……………15
 平成28年死亡災害発生状況……………15
 講習会のご案内……………16

平成28年度(第67回)全国労働衛生週間スローガン

『健康職場 つくる まもるは みんなが主役』

準備期間9/1～9/30 本週間10/1～10/7

平成28年度 全国労働衛生週間 実施要綱

1.趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第67回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康を巡る状況を見ると、平成27年度の脳・心臓疾患の労災支給決定件数が251人、精神障害の労災支給決定件数が472人となっていること、勤務問題を原因・動機の一つとしている自殺者が約2,200人いること、近年我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていることなど、職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策は重要な課題となっている。

また、業務上疾病の被災者は長期的に減少し、平成27年は前年から47人減少して7,368人となった。疾病別では腰痛が74人減少したものの、4,550人と依然として全体の6割を超え、業種別では社会福祉施設が最も多くなっている。一方、熱中症については、前年から41人増加して464人となり、近年400～500人台で高止まりの状態にある。

さらに、化学物質による疾病は溶剤、薬品等による薬傷・やけど等が多く、また、特定化学物質障害予防規則等の対象となっていない化学物質を原因とするがんなどの遅発性の疾病による労災事案の発生等の新たな問題も生じている。

このような状況を踏まえ、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法により、①ストレスチェック制度の創設によるメンタルヘルス対策のより一層の充実、②表示義務の対象となる化学物質の範囲の拡大と、一定の危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理、③職場における受動喫煙防止対策等を推進し、業務上疾病の発生を未然防止するための仕組みを充実させたところであり、その確実な履行が必要となっている。

また、平成26年11月に施行された過労死等防止対策推進法及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成27年7月閣議決定)に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の各対策を推進し、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することが求められている。

さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月閣議決定)に基づき、疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援対策が求められている。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的

な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2.スローガン

「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」

3.期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4.主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5.協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6.協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7.実施者

各事業場

8.主唱者、協賛者の実施事項

10(2)の①重点事項も踏まえ、以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) 改正労働安全衛生法を周知する。
- (6) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9.協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10.実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項
 - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
 - イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
 - ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰

エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

①重点事項

ア 改正労働安全衛生法に関する事項

(ア) 平成27年12月1日に施行された改正労働安全衛生法に基づく、ストレスチェック制度の確実な実施

(イ) 平成28年6月1日に施行された改正労働安全衛生法に基づく、一定の危険・有害な化学物質(SDS交付義務対象物質)に関するリスクアセスメントの着実な実施

a. 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート(SDS)交付の状況の確認

b. 化学物質を含む製剤等を使用する際に、「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、事業者と労働者がラベル表示を見て、SDSの入手状況、危険有害性情報の確認

c. SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進

d. ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進

(ウ) 平成27年6月1日に施行された改正労働安全衛生法を踏まえた、職場における受動喫煙防止対策の推進

a. 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施

b. 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施

c. 支援制度(専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成)の活用

イ その他の重点事項

(ア) 疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援対策の推進

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」(平成28年2月23日付け基発0223第5号、健発0223第3号、職発0223第7号)に基づく以下の事業場環境整備

a. 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知

b. 研修等による両立支援に関する意識啓発

c. 相談窓口等の明確化

d. 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備

(イ) 労働者の心の健康の保持増進のための

指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進

a. 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明

b. 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善

c. 4つのメンタルヘルスケア(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア)の推進に関する教育研修・情報提供

d. 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施

e. 自殺予防週間(9月10日～9月16日)等をとらえた職場における自殺対策への積極的な取組の実施

f. 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用

(ウ) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進

a. 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

b. 健康診断の適切な実施、異常所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底

c. 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施

d. 小規模事業場における面接指導実施に当たっての産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(エ) 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進

腰痛予防対策指針(平成25年6月18日付け基発0618第1号)に係る以下の対策の推進

a. リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施

b. 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育(雇入れ時教育を含む)の実施

c. 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の普及の推進

(オ) 溶剤、薬品等による薬傷・やけど等の防止

a. 化学物質の飛沫等のばく露のおそれがある作業における保護眼鏡の着用の徹底

b. 不浸透性の保護手袋、保護衣等、適切な保護具の選定・着用の徹底

②労働衛生3管理の推進等

ア 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めた労働衛生管理活動の活性化

(ア) 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善

- (イ) 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
- (ウ) 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
- (エ) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- (オ) 現場管理者の職務権限の確立
- (カ) 労働衛生管理に関する規程の点検、整備・充実
- イ 作業環境管理の推進
 - (ア) 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
 - (イ) 局所排気装置等の適正な設置及び稼働並びに検査及び点検の実施の徹底
 - (ウ) 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- ウ 作業管理の推進
 - (ア) 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
 - (イ) 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
 - (ウ) 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- エ 健康管理の推進

「職場の健康診断実施強化月間」として、以下の事項を重点的に実施

 - (ア) 健康診断の適切な実施、異常所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底
 - (イ) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - (ウ) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
 - (エ) 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- オ 労働衛生教育の推進
 - (ア) 雇入時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
 - (イ) 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- カ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- キ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- ク 労働者の治療と職業生活の両立等の支援に係る取組の促進
- ケ 職場における感染症(ウイルス性肝炎、HIV、風しん等)に関する理解と取組の促進
- ③作業の特性に応じた事項
 - ア 粉じん障害防止対策の徹底
 - (ア) 第8次粉じん障害防止総合対策に基づく「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」としての次の事項を重点とした取組の推進
 - a. アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
 - b. 金属等の研磨作業等に係る粉じん障害防止対策
 - c. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - d. 離職後の健康管理
 - (イ) 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
 - イ 熱中症予防対策の徹底
 - (ア) 暑さ指数(WBGT値)が基準値を超えると予想される場合の、作業時間の見直し及び単独作業の回避
 - (イ) 自覚症状の有無に関わらない水分・塩分の摂取
 - ウ 電離放射線障害防止対策の徹底
 - エ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
 - オ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
 - カ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
 - キ 化学物質による健康障害防止対策等の徹底
 - (ア) 化学物質を製造・使用する事業場における漏えい・ばく露防止措置の徹底
 - (イ) 有機溶剤を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底
 - (ウ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒の防止のための換気の徹底
 - (エ) 特殊健康診断等による健康管理の徹底
 - ク 石綿障害予防対策の徹底
 - (ア) 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底
 - (イ) 吹き付け石綿又は石綿含有断熱材等の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底
 - (ウ) 石綿製品の全面禁止の徹底
 - (エ) 離職後の健康管理の推進
 - ケ 酸素欠乏症等の防止対策の推進
 - (ア) 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
 - (イ) 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- ④東日本大震災に関連する労働衛生対策の推進
 - ア 建築物等の解体作業、がれき処理作業や津波で打ち上げられた船舶の解体における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底
 - イ 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
 - ウ 平成24年8月10日付け基発0810第1号に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底
- ⑤平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進
 - 建築物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底

労働保険料の納付は、口座振替が便利です。

口座振替納付の申込期限は、第3期については10月11日ですので、まだ間に合います。

全期分(第1期分)については、毎年2月25日、第2期については8月15日ですが、一度登録すれば翌年度も自動継続されます。この機会に申し込みをお勧めします。

1. 口座振替納付の特長

- ◆金融機関窓口に出向かずに納付ができます。 忙しくて銀行に行く時間がない!そんなあなたに…
- ◆納付もれの心配がありません あっ!うっかり納付期限が過ぎていた!そんな心配もありません。
- ◆ゆとりある納付期日で安心 口座振替を利用しない場合に比べて第1期分納付期日が約2か月延長されます。

納期	全期・第1期	第2期	第3期	
口座振替納付日	9月6日	11月14日	2月14日	※当該日が、土曜日、日曜日及び祝日に当たるときは、その翌日が期日となります。
口座振替しない場合の納期	7月10日	10月31日	1月31日	
金融機関への申込期日	2月25日	8月15日	10月11日	

2. 口座振替の申込手続

お申し込みまでの流れ

申込用紙の入手

口座を開設している金融機関に提出

通知

- ⇒ 口座振替日の2週間程度前に振替納付額等をお知らせします。
- ⇒ 納付日から1か月程度で振替結果通知をお送りします。

- ※ 申込用紙は、厚生労働省ホームページ及び茨城労働局、各労働基準監督署に用意しています。
- ※ 登録手続きが完了した方に、初回引き落としの約2か月前に登録情報の確認通知をお送りします。
- ※ 一部の金融機関では、口座振替の取り扱いがありません。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

詳細はこちら <http://www.mhlw.go.jp/buna/roudoukijun/hokenryou/>

厚生労働省 労働保険料 口座振替

検索

茨城労働局総務部 労働保険徴収室
TEL 029-224-6213

第75回 全国産業安全衛生大会 2016 in 仙台

～築こう未来へ 安全と健康でつなぐ 復興の架け橋～



安全衛生活動に携わる人が、その経験と研究成果を発表し合う情報交流の場である「全国産業安全衛生大会」は、昭和7年から始まり今年で75回目となります。

今年は、東日本大震災から5年を経過した節目の年にあたることから、被災地である仙台で平成28年10月19日(水)～21日(金)の3日間仙台市体育館ほかで開催します。大会テーマは「築こう未来へ 安全と健康でつなぐ 復興の架け橋」とし、東日本大震災の復興のみならず熊本地震の復興への架け橋となるべく、また、今後の労働災害防止に大きく寄与するものとなるべく多くの方のご参加をお待ちしております。

見どころ&聴きどころ

- ①東日本大震災の教訓から企業、行政、研究機関の果たすべき役割を探るシンポジウム(防災・危機管理分科会)
- ②東日本大震災発生時の女川原子力発電所長による特別報告(防災・危機管理分科会)
- ③OSHMSのISO規格(ISO45001)導入のメリットについてのシンポジウム(リスク/MS分科会)
- ④化学物質のリスクアセスメントに役立つツールを考察するパネルディスカッション(化学物質分科会)
- ⑤新幹線の車内清掃といういわゆる3K職場を、世界が目にする新しい3K職場へと変革した講師による講演「安全を創る7つのキーワード」(ゼロ災分科会)
- ⑥東日本大震災から学んだ職場のメンタルヘルスについて語る講演(メンタルヘルス/健康づくり分科会)

お問い合わせ先 中央労働災害防止協会 教育推進部 企画課
TEL 03-3452-6402 FAX 03-5443-1019
E-mail taikai@jisha.or.jp 大会HP <http://www.jisha.or.jp/taikai/index.html>

中災防 大会

検索

詳細につきましてはHPをご覧ください。

9月は「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」です!

茨城労働局労働基準部健康安全課

茨城労働局では、粉じん障害防止対策をさらに推進するため、平成25年度から平成29年度までの5か年を推進期間とする「第8次粉じん障害防止総合対策」を策定し、事業者が特に実施すべき措置として、「粉じん障害を防止するための事業者が重点的に講ずべき措置」を示しました。また、9月の全国労働衛生週間準備期間を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」として、各規定に定める措置の徹底を図ることとしております。

【重点事項】

- (1) アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策
- (2) 金属等研磨作業に係る粉じん障害防止対策
- (3) 石材等産地形成地区における岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
- (4) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- (5) (1)～(4)を除く特定粉じん発生源に係る粉じん障害防止対策
- (6) 離職後の健康管理

関係団体は、当該月間中に構成事業場への安全衛生パトロールや各種行事等を開催し、粉じんの有害性及び粉じん障害防止対策等に関する関係者の意識を高揚させ、粉じん障害防止対策を効果的に推進するようお願いいたします。

各事業場におかれましても、当該月間中に以下の粉じん障害防止対策の措置の実施について再確認するようお願いいたします。また、事業者が実施すべき事項として、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」の実施の徹底についても併せてお願いいたします。

【月間中に確認すべき事項】

○点検体制等の確立

局所排気装置等点検責任者、保護具着用管理責任者、たい積粉じん清掃責任者の選任及び職務の遂行。

○「粉じん対策の日」の設定

毎月特定の日を「粉じん対策の日」と定め、呼吸用保護具・局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等の集中的な実施。

○粉じん発散の防止

局所排気装置等による換気の実施、定期自主検査の実施及び必要な補修の実施。

○粉じん吸入の防止

アーク溶接、手持ちグラインダーによる研磨作業等の際に必要な呼吸用保護具(防じんマスク)の着用の徹底。
防護係数等の性能を確認した上で、電動ファン付き呼吸用保護具の着用の推進。

○作業環境測定の実施等

6か月に1回の作業環境測定の実施、測定結果評価の実施、必要な設備・環境等の改善措置の実施。

○じん肺健康診断および事後措置の実施

就業時又は定期のじん肺健康診断の実施、事後措置の実施。

○教育の実施

じん肺に関する予防及び健康管理のための特別教育の実施。

じん肺有所見労働者のじん肺の増悪の防止を図るための健康管理教育の実施。

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です ～健康診断と事後措置の徹底を!～

茨城労働局労働基準部健康安全課

茨城労働局では、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を改めて徹底するため、全国労働衛生週間準備期間である毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、健康診断の受診率向上に向けた取組みを行うこととしています。

健康診断の適切な実施、有所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置

労働安全衛生法に基づく健康診断を実施しましょう ～労働者の健康確保のために～

- ・一般定期健康診断(雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者、海外派遣労働者等の健康診断)
- ・特殊健康診断(有機溶剤業務、特定化学物質業務、鉛業務、放射線業務、石棉業務などに常時従事する労働者等)
- ・じん肺健康診断(粉じん作業に常時従事する労働者及び従事したことのある労働者など)
- ・歯科医師による健康診断(塩酸、硫酸、弗化水素などの、有害ガス等の発散する場所における業務従事者)
- ・VDT作業、騒音作業、重量物取扱業務、身体に著しい振動を与える業務等の特定業務については、健康診断を実施するよう指針・通達等があります。

健康診断実施後の事後措置の徹底

健康診断の結果、異常所見があると診断された労働者について、労働安全衛生法に基づく健康診断実施後の措置について、医師等の意見を聴取し、必要があると認めるときは当該労働者の実情を考慮して、①就業場所の変更 ②作業の転換 ③労働時間の短縮 ④深夜業の回数の減少等の措置を講ずる等、適切な措置を講じなければなりません。

一般定期健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携

医療保険者から事業者が保存している加入者に係る労働安全衛生法による労働者の健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めがあった場合に、健康診断結果の提供をしなければなりません。(提供は、個人情報保護法上の問題はありませぬ(注))

(注) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第2条に定める項目に係る記録の写しについては、医療保険者からの提供の求めがあった場合に当該記録の写しを提供することは、法令に基づくものであるため、個人情報の保護に関する法律第23条第1項第1号により第三者である医療保険者への提供は制限されていません。

小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

地域産業保健センターを利用していますか? ～労働者50人未満の小規模事業場の方へ～

労働者数50人未満の小規模事業場の事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談などの産業保健サービスを十分に提供することは容易ではありません。

こういった小規模事業場の事業者とそこで働く人々が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、茨城産業保健総合支援センターの中に地域産業保健センターが設けられ、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、以下の産業保健サービスを原則として無料で提供しています。

- ①メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導
- ②健康診断結果に基づく医師からの意見聴取
- ③長時間労働者に対する面接指導
- ④個別訪問による職場巡視等の支援
- ⑤産業保健に関する情報提供

パートタイム労働者を雇用する事業主の方へ パート労働ポータルサイトをご活用ください!

「パート労働ポータルサイト」は、パートタイム労働者や短時間正社員がいきいきと働ける職場環境づくりに役立てていただくための総合情報サイトです。

本サイトでは、パートタイム労働法の概要や平成27年4月の改正内容に関する情報などの他、以下のような多彩なコンテンツを取りそろえていますので、ぜひご活用ください。

◆1 パート労働者活躍企業診断サイト

①労働条件の明示・説明 ②賃金 ③教育訓練等の能力開発 ④人事評価・キャリアアップ ⑤正社員転換推進措置 ⑥福利厚生 ⑦ワーク・ライフ・バランス ⑧職場のコミュニケーション等の8分野にかかる設問に回答いただくことで、自社の分野ごとの「法定を上回る取組」の実施状況がレーダーチャートで表示され、パートタイム労働法の義務履行状況なども確認できます。

自社のパートタイム労働者の活躍推進の取組状況や、同じ業界内での位置付け等を把握できるサイトです。

◆2 パート労働者活躍企業宣言サイト

パートタイム労働者の活躍推進のため、自社で行っている雇用管理改善の取組や、その特徴・工夫、今後の目標等を自主的に発信(宣言)できるサイトです。

宣言内容は誰でも検索して閲覧できるため、パートタイム労働で働きたいという方や、宣言企業のサービス製品等を利用する一般ユーザー等に対し、パートタイム労働者の活躍に向けて取り組む企業として自社を広くPRすることができます。

◆3 パート労働者活躍企業好事例バンク

パートタイム労働者の雇用管理にあたって留意すべき事項や優れた取組を行っている企業の好事例を業種別に紹介し、検索することができます。

また、パートタイム労働者の雇用管理の改善に取り組む際のポイントや企業の好事例をまとめた「雇用管理改善マニュアル・好事例集」をダウンロードすることも可能となっています。

◆4 短時間正社員制度導入支援ナビ

育児・介護や地域活動、パートタイム労働者からの転換など個々人のライフスタイルやライフステージに応じた働き方を実現できる「短時間正社員制度」について、制度概要や導入手順、留意点等をまとめた「短時間正社員制度導入支援マニュアル」などのダウンロードをはじめ、制度導入企業の取組事例を確認することが可能です。

◆5 パート労働者キャリアアップ支援サイト

パートタイム労働者のスキルを伸ばし、活躍の場を広げる試みを支援するために、パートタイム労働者の方にご活用いただけるサイトです。

- ・パートタイム労働者からスキルアップやキャリアアップした方のモデル事例の紹介
 - ・同じパートタイム労働者の皆様への応援メッセージの紹介
 - ・パートタイム労働者のお悩み相談の受付
- などの他、様々な情報をお伝えしています。

詳しくは「パート労働ポータルサイト」<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/index.html>で検索ください。

パート労働ポータルサイト

検索

事業主の皆様へ 「働き方改革」は、業績アップにつながります!!

「働き方・休み方改善コンサルタント」が アドバイス!

～「働き方改革」は、業績アップ・女性の活躍推進・優秀な人材の確保につながります!～

残業時間を減らし、年次有給休暇等の取得を進めるため、

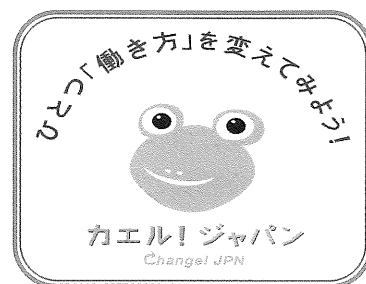
- 労働時間・休日の制度の見直し
 - 多様な働き方(テレワーク、フレックスタイム制)の導入など
- 働き方を見直しの取組を、「働き方改革」といいます。

茨城労働局では、

- 労働者の心身の健康確保
- ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)
- 女性の活躍推進

などの観点から、

▶所定外労働の削減 ▶年次有給休暇の取得促進 ▶長時間労働や転勤を前提とする雇用管理を見直す…
などの、「働き方改革」を提案しています。



こんなお悩みは
ありませんか?

- 仕事のムダを無くし、変形労働時間制やフレックスタイム制など、柔軟な制度を導入したい…。
- 多様な正社員制度、無期転換ルールを検討したい…。
- 年次有給休暇の取得を促進するためにはどうすればいいか…。

そんなとき

働き方・休み方改善コンサルタントが

あなたの会社を訪問して **無料** でアドバイスいたします。

〈問合せ・申込先〉

茨城労働局 雇用環境・均等室

TEL 029-277-8295 (平日8:30~17:15) FAX 029-224-6265

〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎6階



※本制度は、茨城労働局が、専門的な知識と豊富な経験を有する「社会保険労務士」等をコンサルタントとして任用しているもので、ご相談・助言の内容に関する秘密は守られます。

+1 「プラスワン休暇」で、 休み方を変えよう。働き方を変えよう。

労使協調のもと、土日・祝日に年次有給休暇を組み合わせ、3日(2日)+1日以上の休暇を実施しましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。

制度導入にあたっての事業主側のメリットは、「労務管理がしやすく計画的な業務運営ができる」点があり、また労働者側としても、「ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できる」というメリットがあります。

制度導入について、当室の『働き方・休み方改善コンサルタント』(社会保険労務士資格を有するものを非常勤国家公務員として任用)が無料で電話、訪問等によるご相談に応じております。

年次有給休暇の取得促進に向けて、労使が協力して取り組みましょう!

10月は年次有給休暇取得促進期間です

10月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10 <small>体育の日</small>	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

11月はいばらきワーク・ライフ・バランス推進月間です

11月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3 <small>体育の日</small>	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23 <small>勤労感謝の日</small>	24	25	26	27
28	29	30				

例えば、土日、祝日と組み合わせ、○の日に年次有給休暇を取得することにより、連続休暇にすることができます。

11月16日は「県内一斉ノー残業デー」

茨城県、茨城労働局、いばらきワーク・ライフ・バランス推進協議会は、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)のために、11月を「いばらきワーク・ライフ・バランス推進月間」とし、

- ①第3水曜日を県内一斉ノー残業デー
- ②大好きいばらき週間11月7~13日を「休暇取得キャンペーン」を実施します。是非ご参加ください。

【お問合せ先】 茨城労働局雇用環境・均等室 (TEL 029-277-8295)

あなたの職場、パワハラ起こってませんか？ 職場におけるパワーハラスメント対策

職場のパワーハラスメント(パワハラ)とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為をいいます。

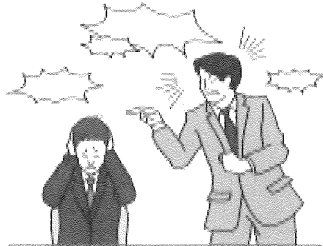
「職場での優位性」とは

職務上の地位に限らず、先輩・後輩の間や同僚間での人間関係、専門知識・経験などのさまざまな優位性が含まれます。

「業務の適正な範囲」とは

業務上の必要な指示や注意・指導を不満に感じたりする場合でも、業務上の適正な範囲で行われている場合は、パワーハラスメントにはあたりません。

例えば、上司は自らの職位・職能に応じて権限を発揮し、業務上の指揮監督や教育指導を行い、上司としての役割を遂行することが求められます。職場のパワーハラスメント対策は、そのような上司の適正な指導を妨げるものではなく、各職場で、何が業務の適正な範囲で、何がそうでないのか、その範囲を明確にする取組を行うことによって、適正な指導をサポートするものでなければなりません。



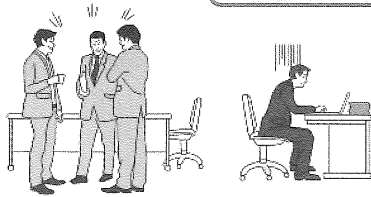
身体的な攻撃

- 物を投げつけられ、身体に当たった
- 足で蹴られたり、殴られたりした
- いきなり胸ぐらをつかまれて、説教された

精神的な攻撃

- 同僚の前で、上司から無能扱いする言葉を受けた
- 皆の前で、ささいなミスを大きな声で叱責された
- 必要以上に長時間にわたり、繰り返し執拗に叱られた

人間関係からの切り離し



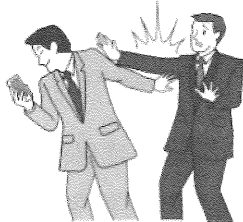
- 理由もなく他の社員との接触や協力依頼を禁じられた
- 先輩・上司に挨拶しても、無視され、挨拶してくれない
- 根拠のない悪い噂を流され、会話してくれない

過大な要求

- 終業まぎわなのに、過大な仕事を毎回押しつけられる
- 1人ではできない量の仕事を押しつけられる
- 達成不可能な営業ノルマを常に与えられる

過小な要求

- 営業職なのに、倉庫の掃除を必要以上に強要される
- 事務職で採用されたのに、仕事は草むしりだけ
- 他の部署に異動させられ、仕事を何も与えられない



個の侵害

- 個人所有のスマホを勝手にのぞかれる
- 不在時に、机の中を勝手に物色される
- 休みの理由を根掘り葉掘りしつこく聞かれる

予防するために

- ① トップのメッセージの発信
- ② 社内ルール の決定
- ③ アンケートによる実態を把握
- ④ 教育・研修
- ⑤ 社内での周知・啓蒙

社内のパワハラ対策の取組

パワーハラスメント対策導入マニュアルより

解決するために

- ① 相談窓口の設置
- ② 再発防止

パワハラ対策の取組方法の解説やパワーハラスメント対策導入マニュアル・研修資料・アンケートのひな形等は、ポータルサイト「あかるい職場応援団」(<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>)をご参照ください。

ご質問等は、茨城労働局雇用環境・均等室(TEL 029-277-8295)もしくは最寄りの労働基準監督署内総合労働相談コーナーまでお問い合わせください。



「事業場における治療と職業生活の 両立支援のためのガイドライン」 の公表について

厚生労働省は、事業場において、がん、脳卒中などの疾病を抱える就労者に対する適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と職業生活の両立を図ることができるようにするための事業場における取組（ガイドライン）を作成し、平成28年2月に公表しました（概要については次ページ参照）。

このガイドラインでは、職場における意識啓発のための研修や、治療と職業生活を両立しやすくするための休暇制度・勤務制度の導入などの環境整備、治療と職業生活の両立支援の進め方に加え、特に「がん」について留意すべき事項を取りまとめています。

厚生労働省は、今後も、このガイドラインの普及や企業に対する各種支援によって、疾病を抱える方々が治療と職業生活を両立できるような環境整備に取り組んでいくこととしています。

ガイドラインの内容とねらい

このガイドラインは、治療が必要な疾病を抱える労働者が、業務によって疾病を増悪させることなどがないように、事業場において適切な就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるようにするため、関係者の役割、事業場における環境整備、個別の労働者への支援の進め方を含めた、事業場における取組をまとめたものです。

ガイドラインの対象

このガイドラインは、主に事業者、人事労務担当者及び産業医や保健師、看護師等の産業保健スタッフを対象としていますが、（雇用形態によることなくすべての）労働者本人や、家族、医療機関の関係者などの支援に関わる方にも活用可能なものです。

ガイドラインが対象とするのは、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、その他難病など、反復・継続して治療が必要となる疾病を想定していますので、短期で治癒する疾病は対象としていません。

このガイドラインは、すでに雇用している労働者への対応を念頭に置いたものとなっていますが、治療が必要な方を新たに採用して職場で受け入れる際にも、ガイドラインに規定する留意事項や環境整備、進め方等が参考となるように作成されています。

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの骨子

本ガイドラインは、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎などの治療が必要な疾病を抱える労働者に対して、事業場において適切な就業上の措置や治療に対する配慮が行われるよう、事業場における取組をまとめたもの。

背景・現状

- 治療技術の進歩等により、「不治の病」から「長く付き合う病気」に変化
(例：がん5年相対生存率が向上 平成5～8年53.2% → 平成15～17年58.6%)
 - 仕事をしながら治療を続けることが可能な状況
(例：仕事をもちながら、がんで通院している者が多数 平成22年32.5万人)
 - 仕事上の理由で適切な治療を受けることができないケースがみられる
(例：糖尿病患者の約8%が通院を中断、その理由は「仕事(学業)のため、忙しいから」が最多の24%)
- ➡ **疾病にり患した労働者の治療と職業生活の両立が重要な課題**
- 治療と職業生活の両立に悩む事業場が少なくない
(例：従業員が私傷病になった際、企業が従業員の適正配置や雇用管理等に苦慮する事業所90%)
- ➡ **事業場が参考にできるガイドラインの必要性**

治療と職業生活の両立支援を行うための環境整備

- 労働者や管理職に対する研修等による意識啓発
- 労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
- 短時間の治療が定期的に繰り返される場合などに対応するため、時間単位の休暇制度、時差出勤制度などの検討・導入
- 主治医に対して業務内容等を提供するための様式や、主治医から就業上の措置等に関する意見を求めるための様式の整備
- 事業場ごとの衛生委員会等における調査審議

治療と職業生活の両立支援の進め方

① 労働者が事業者へ申出

- ・労働者から、主治医に対して、一定の書式を用いて自らの業務内容等を提供
- ・それを参考に主治医が、一定の書式を用いて症状、就業の可否、時短等の望ましい就業上の措置、配慮事項を記載した書面を作成
- ・労働者が、主治医に作成してもらった書面を、事業者に提出

② 事業者が産業医等の意見を聴取

- ・事業者は、労働者から提出された主治医からの情報を、産業医等に提供し、就業上の措置、治療に対する職場での配慮に関する意見を聴取

③ 事業者が就業上の措置等を決定・実施

- ・事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者の意見も聴取した上で、就業の可否、就業上の措置(作業の転換等)、治療に対する配慮(通院時間の確保等)の内容を決定・実施
- ※その際には、上記の具体的な支援内容をまとめた「両立支援プラン」の作成が望ましい

中小企業退職金共済制度のご利用について

中小企業退職金共済制度とは

昭和34年に国の中小企業対策の一環として制定された「中小企業退職金共済法」に基づき設定された制度です。この制度の運営は、独立行政法人勤労者退職金共済機構(機構)中小企業退職金共済事業本部(以下「機構・中退共」という)が当たっています。

中小企業退職金共済法が一部改正(平成28年4月1日施行)されました

今回の改正により、中小企業退職金共済(中退共)制度と他制度とのポータビリティの拡大を図ることにより、加入者の利便性の向上等が盛り込まれています。

概要は以下のとおりとなります。

● 中小企業者でなくなった場合、新たな資産移換先として確定拠出年金を追加

中退共制度は共済契約者が中小企業者であることが必要ですが、事業の拡大等により中小企業者でなくなった場合、資産移換先として、確定給付企業年金(DB)制度又は特退共制度(※1)を選択することができますが、新たに確定拠出年金(DC)制度を選択先として加えます。

● 事業所の間を移動した場合、通算の申出期間を3年以内に延長

被共済者が、転勤等により、中退共制度と中退共制度、特定業種退職金共済制度(※2)又は特退共制度(※1)(通算契約を締結している制度に限る。)の間を移動した場合、退職後2年以内に制度通算の申し出を行えば、退職金を通算することができますが、この申し出の期間を3年以内に延長します。

● 特定退職金共済制度(特退共制度)を廃止した団体からの資産移換

中小企業者が、雇用している従業員を特退共制度(※1)の被共済者として加入していて、当該特退共制度が廃止された場合、当該中小企業者が当該従業員を中退共制度の被共済者として加入する時、又は既に中退共制度に加入していた時に、当該特退共制度の廃止時に当該被共済者に分配される金額の範囲内の額を中退共制度に資産移換の申し出をしたときは、当該金額を受け入れることができます。

● 特定業種(建設業・清酒製造業・林業)退職金共済制度との通算における全額移換の実施

中退共制度と特定業種退職金共済制度(※2)の間の通算においては、通算できる退職金額に上限があり、通算できない金額が生じた場合、差額給付金として被共済者へ支給されていましたが、その上限を撤廃し、全額移換が可能となります。

(※1)特退共制度とは、商工会、商工会議所、自治体など税務署長の承認を受けた団体が実施している特定退職金共済制度のことです。

(※2)特定業種退職金共済制度とは、機構・中退共が実施している特定業種(建設業・清酒製造業・林業)退職金共済制度のことです。

詳しい制度の内容は、中退共で検索を!

【問合せ先】 茨城労働局雇用環境・均等室 TEL 029-277-8295 または、機構・中退共 TEL 03-6907-1234

ライン課長・主任・職長のための化学物質管理・リスクアセスメント実務講習案内 第3回 化学物質管理者養成研修会 (一社)茨城労働基準協会連合会

平成26年4月に労働安全衛生法が改正され、危険有害性がありSDS(安全データシート)交付対象である640種類の化学物質を取り扱っているすべての事業場に対し、本年6月1日からリスクアセスメント(危険性又は有害性等の調査)の実施が義務付けられ、労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づく「化学物質のリスクアセスメントに関する指針」では、リスクアセスメントの技術的業務を行う化学物質管理者が位置づけられています。第一線で管理する化学物質管理者(ライン課長・主任・職長等)又は準ずる方を対象に化学物質の基礎知識や化学物質のリスクアセスメント(演習を含む)、関係法令等を学ぶための標記研修会を下記日時に開催します。

記

- 講習日時：平成28年10月27日(木) 開始時刻 午前8時50分 終了時刻 午後4時15分頃
- 講習会場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
(水戸市渋井町堺橋263の1 国道51号谷田町交差点北側 駐車場有り)
- 定員：50名
- 受講料等：1名につき 8,960円【受講料6,800円(税込)、テキスト代1冊2,160円(税込)】
- 研修内容：講師 小川 悟 氏
 - 化学物質管理の基礎知識(化学物質の法規制・GHS、ラベル、SDS等)
 - 具体的な化学物質管理の基礎知識I(化学物質の危険性、安全管理等)
 - 具体的な化学物質管理の基礎知識II(健康障害、作業環境測定、作業環境改善、保護具等)
 - 化学物質のリスクアセスメントの概要、指針の概要等
 - 化学物質のリスクアセスメント演習
- 申込方法：申込書に必要事項を記入の上、茨城労働基準協会連合会宛にFAXで申込み下さい。
なお、受講料・テキスト代は受講票が届いてから振込みをお願いいたします。
振込先：「常陽銀行本店営業部 普通預金 No870031 名義 (一社)茨城労働基準協会連合会」
※申込期限後に申込を取り消されても受講料はお返できません。
◇テキスト送付希望の方は、送料として580円(茨城県内)加算となります。
- 申込先：(一社)茨城労働基準協会連合会 TEL 029-225-8881
〒310-0801 水戸市桜川2丁目2の35 茨城県産業会館14階
- 申込期限：平成28年10月20日(木)(先着順にて受付、定員に達し次第締め切りといたします。)

巡回健診等のお申込みは 各地区労働基準協会へ!!

茨城県内の各地区労働基準協会では、定期健康診断の実施を徹底するため、全国労働福祉協会茨城支部と連携して、巡回健診等を実施しています。

あなたの事業場のお近くでも巡回健診を実施しているかも知れません。巡回健診等のお申込みはお近くの各地区労働基準協会にて受け付けています。詳細については各地区労働基準協会へお問い合わせ下さい。



県内の労働災害発生状況速報 (平成28年7月末現在)

業種別		平成28年	前年同期
計		(14) 1,389	(17) 1,472
製造業		(2) 374	(1) 419
鉱業		(0) 4	(0) 5
建設業		(7) 189	(7) 177
内訳	土木	(5) 50	(1) 38
	建築	(2) 87	(3) 86
	その他	(0) 52	(3) 53
運輸交通業		(2) 186	(2) 204
貨物取扱業		(0) 17	(1) 13
農林業		(0) 18	(1) 29
畜産水産業		(0) 66	(1) 75
商業		(1) 197	(3) 208
その他		(2) 338	(1) 342

(注) ()内は、死亡者で内数

平成28年死亡災害発生状況

7月発生追加分

発生月 時間帯	職 種 年 齢 経 験 年 数	事業の種類	事故の型	災 害 の 概 要
			起 因 物	
7月 13~14時	その他の 作業者 40歳代 20年	その他の 土木工事業	おぼれ	被災労働者は午前中から河川堤防の草刈り作業をし、昼食後、気分が悪いと用水路付近で休憩をしていたが、その後、姿が見えなくなり同僚が捜したところ、用水路内(水深90cm)に転落し、溺死しているのが発見された。転落した原因を調査中。
			水	
7月 11~12時	作業者 30歳代 3年	鉄道軌道 建設工事業	交通事故 (道路)	労働者5人がライトバンに同乗して作業現場に向かう途中、交差点を右折しようとした時に2トトラックに右側から衝突され、後部座席に乗っていた被災者が死亡した。運転者と同乗者2人が重傷、他の同乗者1人が軽傷を負った。
			トラック	

講習会のご案内(9月中旬~10月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		
9/12~13・14	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
10/18~19・20・21	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/25~26・27・28	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
有機溶剤作業主任者		
9/15~16	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
9/26~27	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
10/13~14	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
乾燥設備作業主任者		
10/24~26	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
ガス溶接		
9/23~24	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
10/28~29	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
玉掛け		
9/15~16・18	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
9/15~16・20・21・23	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
9/16~17・18	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
9/19~20・25	平成館 (古河市)	古河協会
10/6~7・8	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
プレス機械作業主任者		
9/24~25	平成館 (古河市)	古河・筑西協会
フォークリフト運転(学科)		
9/11	平成館 (古河市)	古河協会
10/1	平成館 (古河市)	古河協会
10/4	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会・水戸協会
10/4	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
10/4	ポリテクセンター茨城 (常総市)	水海道協会
10/4	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/11	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
10/13	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
10/23	平成館 (古河市)	古河協会
ショベルローダー等運転		
10/3	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
床上操作式クレーン運転		
9/8~9・10	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
10/13~14・15	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
10/14~15・16	平成館 (古河市)	古河協会
10/27~28・29・30	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
小型移動式クレーン運転		
9/20~21・25	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
9/26~27・28	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
10/3~4・5・6	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・土浦・水海道協会
10/27~28・29	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
9/28~29	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
10/6~7	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
特別教育・その他の講習		
研削と石の取替え等の業務(自由研削)		
9/15	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
9/28	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会

9/30	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
10/8	日立建機(株)霞ヶ浦研修所 (阿見町)	土浦協会
プレス・シャーの金型等取付け等の業務		
10/7~8	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・水海道協会
アーク溶接等の業務		
9/16~17	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
9/16~17	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
10/26~27	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
電気取扱業務(低圧)		
9/14	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
9/16~17	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
9/30~10/1	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・水海道協会
クレーン運転の業務(5トン未満)		
9/26~28	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
10/1~2	平成館 (古河市)	古河協会
10/7~8	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
10/14~15	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
産業用ロボットの教示・検査等の業務		
9/28~29	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦・水海道・龍ヶ崎協会
特化物能力向上教育		
10/21	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
有機溶剤作業主任者能力向上教育		
9/15	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
職長教育		
9/14~15	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
9/26~27	(一社)水海道労働基準協会 (常総市)	水海道協会
9/27~28	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
10/6~7	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
10/8~9	平成館 (古河市)	古河協会
10/11~12	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/13~14	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
10/13~14	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
安全管理者選任時研修		
10/6~7	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
局所排気装置等の定期自主検査者講習		
10/17~19	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
リスクアセスメント担当者研修(製造業等)		
9/20	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
10/23	平成館 (古河市)	古河協会
雇用管理研修(建設業)		
9/21	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
化学物質管理者養成研修		
10/27	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会

◎詳細については、申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
水海道	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478